

和歌における十三夜の月

——素材の表現と展開に関する再検討——

山 中 亜 紗 子

はじめに

古来、九月十三日の夜は、八月十五夜と並ぶ名月の夜として「十三夜」と称され、その月は平安時代から詩歌の題材として広く用いられてきた。

屋代弘賢が『古今要覧稿』においてすでに指摘しているように、文学に十三夜が最初に登場したのは、延喜年間に詠まれた凡河内躬恒の和歌だとされる。弘賢以前には、菅原道真詩の存在を主張する説や藤原忠通の詩をその最初と見る説もあつたが、日付が確認できる現存最古の作はやはり躬恒詠であり、従来はそれが定説とされてきた。しかし十三夜は、その躬恒詠の後、文学作品に長らく姿を見せなくなる。ようやく盛んに詠まれ始めるのは十一世紀初めであり、それ以降は近世にいたるまで途切れることなく詠みつがれていくという、特異な事情を持つ。

十三夜詠の表現について、本間洋一氏は、天喜五（一〇五七）年九月十三夜に行われたとされる『六条齋院歌合』

を例に、「十五夜の月の詩歌表現に共通したパターンを有し、必ずしも十三夜固有の表現が見られるというわけではなさそうである」としている。だが、そのように言い切ることはできるのだろうか。

今夜雲浄月明。是寛平法皇今夜明月無双之由、被仰出云々。仍我朝、以九月十三日夜為明月之夜也。

（今夜雲浄く月明らかなり。是れ寛平法皇今夜の明月無双なる由、仰せ出ださると云々。仍りて我が朝、九月十三夜を以て明月の夜と為すなり。）

『中右記』保延元（一一三五）年九月十三日条

という記事の、寛平法皇すなわち宇多上皇の言説を起原とするものの真偽は定かではないが、十三夜が本朝独自の習俗であることは確かなことである。十三夜とは、十五夜という名月がすでに存在しながら創出された、新しい名月であった。そのような月を詩歌に詠むとき、十五夜とまったく同じでは、十三夜を詠む必然性は失われてしまう。十三夜が文学的素材として受けつがれていくことを考えると、歌人らは、望月に満たない晩秋の月である十三夜に、十五夜とは異なる何かを見出したはずである。

また、十三夜の素材としての定着時期については、本間氏は、和歌においては「十一世紀中ば過ぎ頃」、漢詩文においては「崇徳朝頃」と結論づける。そして、瓦井裕子氏が、その定着期の和歌に着目し、躬恒詠を十三夜詠と見なすことについて注意が必要であるとしたうえで、十三夜詠発生の背景には、源頼実による『源氏物語』撮取があったという新たな主張をした。⁴ その初例とされる歌より二百年以上もの断絶を経て盛んに詠まれるという過程は、確かに不可解であり、その始点や展開についても改めて検討する必要がある。

そこに詠まれている月は、「十三夜の月」という名月として詠まれているのか。それとも、明月を詠じた日が偶然九月十三日であったことにより、「九月十三日の月」を詠んだものに過ぎないのか。それによって、歌の持つ意味は大き

く変わる。本稿は、月を詠む際のそのような意識に焦点を当て、十三夜という素材の発生と展開の過程と、その表現を再検討することで、十三夜の文学的素材としての意義を明らかにしようとするものである。

一、十三夜詠として見る躬恒詠

九月十三日と日付が明記された最初の歌である、躬恒詠を見ていこう。⁽⁵⁾

清涼殿の南の端に、御溝水流れいであり。その前栽に松浦沙あり。延喜九年九月十三日に賀せしめたまふ。題に、月にのりてさゝらみづをもてあそぶ。詩歌心にまかす。

10百敷の大宮ながら八十島を見るこちちする秋の夜の月

〔『躬恒集』第四類〕

詞書は、延喜九（九〇九）年に行われた清涼殿での「賀」における饗宴歌であるとする。御溝水や「松浦沙」⁽⁶⁾なる作り物があることに加えて、「月にのりてさゝらみづをもてあそぶ」という題が設定されているなど、水に関する景物が多いことが注目される。この題は、『文選』卷二十六（ほかに『芸文類聚』卷六）所収の南朝宋の謝靈運「入華子崗、是麻源第三谷」の「且申独往意、乘月弄潺湲（且つ独往の意を申べ、月に乗じて潺湲を弄ぶ）」であり、詩が作られた可能性もあるが、今は伝わらない。

この歌は、「延喜十九年九月十三日御屏風に、月にのりて翫潺湲」という詞書で、「よみ人しらず」の屏風歌として『拾遺和歌集』(1106)に入集する勅撰集歌でもあった。『拾遺和歌集』と同じく、『躬恒集』第一類⁽⁷⁾(220)と第三類⁽⁸⁾(126)も、直近の詞書に「屏風歌」「屏風」とあって屏風歌であるとする。一方、第五類は、先に挙げた第四類のように饗宴歌として伝えている。「清涼殿の南の端に御溝水巡りいであり。まづ延喜十九年九月十三夜その宴せさせ給へり。その心の

題あり。人／＼歌奉る。」(105) という詞書には、「まづ」「その」が具体的に何を示すのかなど不明な点もある。⁽⁹⁾ また、第四類には「賀」、第五類には「宴」⁽¹⁰⁾とあって何らかの場が設定されていたようだが、該当者が見当たらないために算賀の宴であったとは考えられず、宮中での前例がないので月宴であるとも思われぬ。このように、詠歌状況が判然としない歌であるが、屋代弘賢『古今要覧稿』が「九月十三夜賞月のはじめなるべし」と述べて以降、この躬恒詠が十三夜詠の初例と考えられてきた。それに対して、瓦井氏は以下のような疑問を呈する。

(前略) 真実九月十三夜の名月詠であったのかどうかについては、十分に注意する必要がある。躬恒が歌うのは「明月」ではあるが、「名月」である根拠には乏しく、その内容も、八十島と見紛う庭園の賞賛に主眼が置かれているようである。

瓦井氏は、このように述べながらも、躬恒詠を十三夜詠と見なすか否かについては「今その判断は措く」と明言を避けるが、これは重要な指摘であると思う。この歌は、確かに「九月十三日の月」を詠んだ明月詠ではあるが、ではその月を名月である「十三夜の月」として詠んでいるかについては、疑問が生じるのである。

屏風歌であれば謝霊運詩句を題材として描かれた屏風を、饗宴歌であれば現実にある清涼殿の庭を見て躬恒は歌を詠む。宮中にいるのに大海原を見ているようだ、とその眼前の景色を賞賛する。屏風歌であっても饗宴歌であっても、御溝水や「潺湲」から想起される、広大な水の世界を利用して宮中を詠むことこそが、この歌の主眼であるといえよう。月というのは、その光景の照明に過ぎない。しかもそれは、何の修飾語も持たない単なる「秋の夜の月」なのである。よって、瓦井氏が注意喚起したように、十三夜の初例とされるこの歌を、積極的に十三夜詠と見なすことはできない。この歌は、九月十三日に月を詠む歌ではある。しかし、歌の中にその月を名月であると詠む意識が見られない以上、やはり十三夜詠とは認めがたいのである。

二、十三夜詠の盛行とその始点

躬恒詠を十三夜詠ではないとすると、その始点はもつと後になる。結論としては、十三夜詠が十一世紀初めより盛んに詠まれていくことから、十一世紀初め頃をその始点とすることができよう。現存する和歌においてその最初となるのは、長暦二（一〇三八）年九月十三日に源師房が主催した『源大納言家歌合』¹の歌と、その撰外歌であった。この歌合は、八月に予定されていたものが九月に延期になり、それによって萩題が紅葉題に変更されたという事情が、『故侍中左金吾集（頼実）』53の詞書に記されている。

ではまず、頼実の撰外歌から見てみよう。

長暦二年九月十三夜、源大納言の家に男女かたわきて、歌合せられけるに、男方の九人が内に召されてよめる
月

54 常よりものどけき空にみつるかな世をながつきにすめる月かけ

（『故侍中左金吾歌集』）

ここでの題は「月」となっているが、歌合の「秋夜月」に該当するものであろう。「常よりものどけき」と詠んで、普段以上に穏やかな空であるとしたうえで、その月の光を「ながつき」の月光だと限定する。秋夜月題の歌であるので、秋の月であれば七月でも八月でも構わなかったところを、敢えて「ながつき」の月を詠み、さらにそれが普段以上だと賞賛する。そこにはその月を名月と見る意識があらわれているだけでなく、その月を「ながつき」の月、つまり「十三夜の月」と見なす意識がある。

さて、実際『源大納言家歌合』の秋夜月題で番えられたのは、侍従乳母と源為善の歌であった。

秋夜月 左

1のどこにも見ゆる空かな雲晴れて入ることやすき秋の夜の月

右
ためよしの朝臣

2大空に月の光のあかき夜は槇の板戸もさされざりけり

1 番歌の侍従乳母詠は、第四句を「入ることおそき」とする書入れがあり、他出『秋風和歌集』341、『雲葉和歌集』524、『続古今和歌集』401ではすべて「入ることおそき」という本文になっている。月が入ることが易い、あるいは遅いと詠むわけだが、前者であれば、『満月に比べて簡単に沈んでしまう』という意に解釈でき、月の入りが早い十三夜の特徴を捉えた表現となっている。これが「入ることおそき」であっても、冬に近づくほど月の入り時間は遅くなるので、晩秋の月である十三夜の月を意識した表現だといえよう。それに対して、為善詠の月は何の特徴も持たない。真木の板戸を閉ざすことができないほどの月光は、特別な月の光であるかもしれないが、十三夜の月である必然性はない。このように、同じ場のために詠まれた歌であっても、その月に対する意識には差があった。⁽¹²⁾

同時代の歌を見ると、頼実や侍従乳母のように、「九月十三日の月」を名月である「十三夜の月」と意識して詠まれた歌が、ほかにも存在する。

九月十三夜、時雨はしながら月のあかりければ

38あやにくに時雨くらせど名に高き今宵の月は曇らざりけり

『伊勢大輔集』

月にむかひて秋を惜しむといふ題、九月十三日の夜

15常よりも心そらなる月見ずはかくまで秋を惜しましやは

〔為仲集〕

伊勢大輔の歌は、この月を「名に高き今宵の月」と称し、明らかに名月であると意識する。時雨が降っていてもこの月が明るいののは名月であるからだと言ひ、その月を特別な月であると認めているのである。為仲詠も同じく、「常よりも心そらなる」と詠み、その月によっていつも心乱されてしまうとす。それは、その月が、惜秋の感興を誘うためである。後述するが、これは晩秋の月を詠む十三夜詠ならではの表現である。いずれも九月十三日に月を詠んだ歌であり、かつ、その月に特別な意味を持たせる。「九月十三日の月」を、名月である「十三夜の月」として詠んでいるのである。躬恒詠には見出せなかつた十三夜の月への意識が、この頃の歌人らの歌には存在する。このことから、少なくともこれらの歌が詠まれた十一世紀初めには、「九月十三日の月」を「十三夜の月」として詠む意識が発生していたと考えられる。

歌合においては、天喜五（一〇五七）年九月十三日に、六条齋院禊子内親王を中心として行われたと思しき『六条齋院歌合』にて、初めて「九月十三夜」が歌題となった。萩谷朴氏はこの歌合について、「恐らく当座即詠の純粹歌合であつたと考えられる」と述べている。ここでも、「なかか光のまさるらん」（禊子内親王・1）、「今宵ばかりの光なきかな」（左衛門・6）、「名に高き月」（丹後・8）など、この日の月を特に素晴らしいと賞し、「長月の長き夜照らす月」（出羽・7）と、長月の月であることを強調するなど、十三夜という名月であることを意識した歌が見られる。さらに、歌合の題となるということは、十三夜が、誰もが詠歌可能な題材となつていたことを意味する。十一世紀初めより盛んに詠まれ始めた十三夜は、十一世紀半ばには歌人らに共有されていたのである。

ただし、これら初期の十三夜詠には、十三夜詠独自の表現が見られるわけではない。本間氏が指摘するところの、「十五

夜の月の詩歌表現に共通した」表現にとどまっているのである。和歌において十三夜が名月と認識され、素材が歌人に共有されるようになって、表現がそれに伴って発展したわけではなかった。

三、名月意識の発生時期

名月を詠むという意識が見受けられないために、躬恒詠を十三夜詠であると認めがたいことは先に考察したとおりである。そして十一世紀初め頃を始点として盛行していくことから、少なくともこの頃までには、九月十三日の月を名月として詠む意識が発生していたと思われることは、前章において確認した。躬恒詠においてはまた「九月十三日の月」であったものが、十一世紀初めには「十三夜の月」として詠まれているが、その空白を埋める歌が、『大齋院前の御集』に存在する。

同じ月の十三日、御庚申せさせたまふに、雲晴れて秋月のどかなといふ題をたまはせれば、宰相

365 浮雲のをさまりにける秋の夜は空行く月ぞ物憂かりける

むま

366 かかりける雲晴るる夜にすむ月の待ち遠なりや秋の山辺に

〔大齋院前の御集〕

『大齋院前の御集全釈』では「十三日が庚申であった年は、永観二（九八四）年九月である（日本暦日原典）」と注されている。「同じ月」とあるのも、直前の歌群が重陽の前日であるので、九月として間違いない。つまりこの二首は、躬恒詠から十三夜が盛行するまでのあいだを埋める歌なのである。これまで十三夜詠として指摘されてはこなかったが、この二首も九月十三日の歌として検討すべきであろう。

歌の内容を見てみると、まず宰相は、浮き雲の憂さは晴れたのにその空を行く月は物憂そうだ、と詠む。月がゆつくりと進んでいく様を述べ、庚申の夜明けまではまだ時間がかかることを意味する。一方馬は、同じく晴れた夜空の月は秋の山辺へ沈んでいくのを待ち遠しく思っている、と詠む。月が夜明けを心待ちにしているとしつつ、それに自身の感情をも重ねる。この二首の月も、躬恒詠と同じく、十三夜の月の特徴を備えてはおらず、名月だと見る意識もうかがえない。庚申の夜明けを待つ、ということに歌の主眼があるのであって、月はその時間の経過を示す役割しか持っていない。九月十三日に月を詠んだ歌ではあるが、歌の主題は月ではないのである。その月に対する歌人の視線は、躬恒のそれを同じといつてよい。九月十三日という日付を有する歌の中で、一首孤立する躬恒詠とそれに続く『大齋院前の御集』詠が同じ態度の歌であることを考えると、これらの歌は、九月十三日の月を名月と認識する以前の歌であったのではないだろうか。九月十三日の月が、どの時点から名月と認識されたかを厳密にすることはできないが、この『大齋院前の御集』詠より後、十三夜詠盛行の始点にあたる『源大納言家歌合』¹⁶ までには、少なくともその意識が発生していたものと考ええる。

なお、漢詩文においても同様のことがいえる。九月十三日の月が漢詩文に登場する最初の例は、『本朝文粹』卷十・詩序三所収の大江以言「七言晚秋於天台山円明房月前閑談」という詩序である。¹⁵本文中に「于時、重陽過而四日（時に、重陽過ぎて四日）」とあることから、九月十三日の作であることはわかるものの、制作年次を特定することはできない。『大齋院前の御集』詠と同時代か、もしくは『源大納言家歌合』までの間を埋める例であるが、やはりその月を特別なものとみなす表現はない。やはりこの時期は、漢詩文においても九月十三日の月を名月と見る以前であったと考ええるべきであろう。この以言詩序に続くのは、『詩序集』所収の大江佐国「秋夜於藤給事中文亭同賦月作詩家灯詩」序である。これは、永承三（一一〇四八）年から天喜五（一一〇五七）年の間の作であるようだ。¹⁶この佐国詩序において十三夜の月は、

「九月十三夜者、我朝之習俗、翫月之佳期也（九月十三夜は、我が朝の習俗、月を翫ぶ佳期なり）」とされ、ここでは、日本独自のものであるという十三夜の特徴が明確に表現されている。それ以降の漢詩文でも、「九月十三夜者、好事翫月之佳期也（九月十三夜は、好事月を翫ぶ佳期なり）」『本朝文集』五十五「九月十三夜於長樂寺詠山家秋月和歌序」大江有元、「十四十五之望、未如此夕之最好（十四十五の望、未だ此の夕の最好には如かず）」『詩序集』「九月十三夜同賦月下多軒騎詩」平光俊）など、十三夜の月が特別に見るべき対象の月であることがくりかえし強調されていく。このことから、漢詩文も和歌と同じように、以言詩序が作成されたと思しき十世紀末から、大江佐国詩序が作成された十一世紀半ばまでには、十三夜の月を特別なものとして詠む意識が生じたものと考ええる。

四、十三夜詠の独自性

本間氏は「決して否定的に把えるべき事ではあるまい」として、十三夜詠の表現について十五夜との「共通するパターン」を有していることを指摘する。さらに、十三夜だと明確にするためには詞書に頼るか、長月や暮秋であることを強調するほか「手はなかつたのかも知れない」と述べている。しかしそのようにして名月だと明確にする手法は、十五夜詠でも同じであったのではないだろうか。その一例として、『和漢朗詠集』秋の十五夜の歌と月の歌を比較してみよう。「白雲に羽打ちかわし飛ぶ雁のかげさへ見ゆる秋の夜の月」（月・読み人知らず・259）とあつても、それが十三夜の月なのか十五夜の月なのか、それとも名もない単なる月なのかはわからない。しかし、「水の面に照る月なみを数ふれば今宵ぞ秋の最中なりける」（十五夜・源順・251）とあれば、その月は「秋の最中」の月、つまり十五夜の月だと明らかになる。このように、十五夜の月も十三夜の月と同じ手法をとらなければ、十五夜の月であると明確にすることは難しかった。言い換えれば、日付が限定されている名月を明確にするための、もつとも簡単な方法が、これ

らの手法であったともいえる。つまり、十三夜も十五夜と同じく名月だと認識されていたからこそ、表現が共通するのである。

実際、初期の十三夜詠には独自表現が見られないことは先に述べた。そのように無個性な名月として詠まれていた十三夜の月は、長承三（一一三四）年末頃に成立したとされる『為忠家初度百首』で転換期を迎える。十三夜詠において初めて、十三夜であることを明確にするために独自の表現が利用されたのである。『為忠家初度百首』は、「十三夜月」という題を初めて採用した定数歌であった。同じ題詠であっても、眼前にその月を見ないで詠む点に、『六条斎院歌合』との大きな違いがある。歌人らには概念として十三夜の月を詠むことが求められ、実際にその月がない以上、それが十三夜の月であることを言葉によって明確にする必要があった。そのためには、十三夜独自の個性を詠まなければならなかったのである。ここでは、望月ではないという十三夜の特徴を強調するのに、「二夜足りない」と詠む表現が使われている。

420 さきまくり今二夜をばみてずしてくまなきものは長月の月（藤原俊成）

421 数ふれば望に二日は足らねども光は空にみてる月かな（源仲正）

424 いかなればみたぬ今宵の月かげの昔のよよりくまなかるらん（藤原為経）

425 望のみ盛りと見るに長月は二夜も足らでくまなかりけり（源頼政）

『為忠家初度百首』秋・十三夜月

十三夜月題で詠まれた八首のうち半数がこの表現を用いており、いずれも「二夜足りない」と詠むことで、望月の二日前であるという十三夜の特徴を明確に表現している。しかしそこで前提となっている「望月」は、必ずしも「八月十五夜」ではない。それが顕著であるのが、俊成詠と頼政詠である。俊成詠の「さきまくり」という語は、『為忠家

初度百首全釈』では「先回りすること。独自歌語」と注されていて、十三夜の月が望月に先行する明月だと詠まれるのである。頼政詠では、望月を盛りであると述べたあと、十三夜の月はそれに二日も足りないのにこれほど明るい、と詠む。この表現は、以降もわずかながら確認される。

(九月十三夜)

398 みちもてゆく二夜の影をおきながら我と名を得てすめる月かな

『出観集』秋

(上西門院、法住寺殿におはしますに、九月十三夜月いとあかき夜、人人まゐりて歌よみしに)

144 いかなれば望に二夜は足らでもあまりに月のかげは見ゆらん

『実家集』

(九月十三夜)

448 風わたる初霜寒し秋の月望に二夜の前の柵橋

『正徹千首』秋二百首

足りないということは消極的なことでありながら、いずれの歌もそれを十三夜の月の美質へと転換する。〈二夜足りない〉ことが、むしろ十三夜の月の明るさを際立たせるのである。それは『為忠家初度百首』に見られる、「くまなし」という語にもあらわれていよう。十三夜の月は、望月に〈二夜足りない〉にもかかわらず、それに匹敵する月として詠まれるのである。

さらに十三夜詠独自の表現として、十三日という日付を詠むことで、十三夜だと明らかにする表現も見られるようになる。

九月十三夜

40 ことわりや暮れぬる秋の十日あまりみよと思へる月のかけかな

〔禪林瘡葉集（資隆）〕

九月十三夜によめる

賀茂政平

1189 暮れの秋ことにさやけき月かげは十夜にあまりてみよとなりけり

〔千載和歌集〕雑歌（下）

内大臣家百首

81 長月の十日余のみかのはら川波清くすめる月かげ

〔家隆卿百番自歌合〕四十一番・左

十三夜

558 数ふれば今日長月の十日あまりみよともすめる山の端の月

〔光経集〕

これらは、〈十日あまり〉という語とともに、「みよ（三夜）」「みか（三日）」という語を詠むことよって、十三夜であることを示す。それだけでなく、暮秋・長月であるとも詠み、これが九月十三日であることも明確にしている。また、「三夜」に「見よ」を掛け、十三夜の月が見るべき月であることも強調するのである。

家隆詠の詞書にある「内大臣家百首」とは、建保三（一一二五）年九月十三夜に九条道家邸にて披講された百首で、当該歌は「河月」という題で詠まれたものである。披講の日付にちなんで、題の「月」を十三夜の月として詠んでいるのである。ここでの「三日」は、山城国の歌枕である瓶原に掛けられていて、『歌枕名寄』三香原篇（673）にもとら

れていることから、瓶原を詠んだ歌としても評価されていたようだ。ほかに〈十日あまり〉という語とともに、歌枕を利用して十三夜を詠むものは、「照る月の光さしそふ十日あまり三笠の山の長月の空」〔新三井和歌集〕双輪寺法親王・253)という一首が存在する。ここでは、三笠山に三日を含ませる。三笠山は月を連想させるには名高い歌枕であり、そのような名所の月と十三夜の月とを重ね合わせることで、見るべき月としての十三夜の月がより強調されている。

同じく十三夜を〈十日あまり〉「三日」の月であると解していた一端が、『雪玉集』6060〜6098、『六帖詠草』839〜851にも見られる。前者は文亀元(一五〇一)年九月十三夜に、「なかつきのおかあまりみよ」の一字ずつを歌の上に置いて十三首を詠んだ歌群であり、後者も同じく「ながつきのとをかあまりみか」を据えて詠んだものである。この表現が十三夜表現のひとつとして遊戯性をも有しつつ、近世まで引きつがれていったことをよく物語っている。

これら十三夜独自の個性を強調する表現は、その月が十三夜の月であることをより明確に詠むための手段でもあった。十三夜の独自性を主張する表現が存在するということは、十三夜という名月が詠まれる理由があつたことを意味している。十三夜は、十五夜とは異なる名月として詠まれた無二の名月であつたのである。

独自の個性を見出された十三夜は、その素材としても独自性を有していた。〈晩秋の月〉として、単なる明月であるだけではなく、惜秋の情を誘う素材としても詠まれたのである。

月にむかひて秋を惜しむといふ題、九月十三日の夜

15 常よりも心そらなる月見ずはかくまで秋を惜しましやは

九月十三夜対月惜秋

12 月ゆゑに長き夜すがら眺むればあかすも惜しき秋の空かな

〔為仲集〕

『在良集』、『新勅撰和歌集』秋下・286⁽¹⁸⁾

九月十三夜

46 惜しといへど秋のなかばの月はなほ今宵もありと思ひなされき

〔忠度集〕

九月十三夜

参議正三位藤原朝臣資明

6 惜しむべきときは今宵か長月の月もふけゆく秋のあはれを

〔建武三年住吉社法楽和歌〕

為仲詠と在良詠は、それぞれ十三夜に「月にむかひて秋を惜しむ」「対月惜秋」という題のもとで詠まれている。十三夜の月が惜秋の感興を誘うものであると、題に明示されているのである。特に為仲詠は、十三夜詠全体から見ても早い時期の歌であり、十三夜が惜秋の情を詠む素材として早くから認識されていたことを示している。十三夜の月を見て惜秋の情がわくのは、やはりその月が秋の最後の名月であるという意識があるからであろう。十三夜の後に九月尽があるにもかかわらず、資明が「惜しむべきときは今宵か」と詠むのも、その意識のもとにある。しかし、ここで生じてくるのはただ「惜しい」という感情だけではないようだ。忠度詠を見てみると、十五夜の月を持ち出し、秋が去って行くのは惜しいけれど、まだ見るべき十三夜の月があったと思わずにはいられない、と言う。晩秋であるのに、秋の存在を感じさせる名月として、十三夜が詠まれているのである。このように、十三夜に詠まれる惜秋の感興はさまざまであつて、単純に行く秋を惜しむだけではなかった。

また十三夜詠では、ともに「菊」が詠まれることも多くあつた。菊は重陽の象徴的な景物であるため、九月に詠まれるにふさわしいものである。それに加えて、「此花開後更無花（此の花開きて後更に花無し）」〔和漢朗詠集〕上・菊・

元積・267)とあるように、一年の最後の見るべき花とされており、十三夜と同じく行く秋を惜しむ素材でもあった。

同周年九月十三夜、月照菊

12クマモナキ今宵ノ月ニヲシナベテ盛リト見ユル白菊ノ花

(新編私家集大成師実Ⅱ『京極大殿御集』)

九月十三夜に月照菊花といふことをよませ給ける 新院御製(崇徳院)

126秋深み花には菊の関なれば下葉に月ももりあかしけり

(『詞花和歌集』秋)

応安六年九月十三夜三首歌講ぜられける時、菊籬月といふ事をよませ給うける

後光厳院御製

557移ろふと見るもかはらで白菊の籬や月の色はそふらん

(『新続古今和歌集』秋下)

いずれも、題に従つて菊に添う月の光を詠む。菊を「盛リト見ユル」「移ろふと見る」のは、その菊が重陽後の盛りを過ぎた姿であることによる。残菊に白い月光がさすことで、往事の姿を彷彿とさせるのである。ここでも、十三夜は秋の存在を感じさせる役割を担っている。また、崇徳院詠は、顕昭『詞花和歌集注』に「セキトハモノ、トチメライフニ、菊ノ、チニハ花ノナケレハ云也」¹⁹とあるように、『和漢朗詠集』の元積句を踏まえて、菊を関所に見立てる。今年最後の見るべき花である菊は、去り行く秋に対する関所であるとともに、月光に対する関所でもあった。その関所を通過した月光は、下葉にて一晚菊の関を守り明かす。行く秋をなんとかとどめようとする関守の役割を、十三夜の月が担っているのである。このように、晩秋の月である十三夜は惜秋の情を誘う存在でありながら、そこに秋の存在をも感じさせる。ただ行く秋を惜しむのではなく、そこにまだ秋が残っていることをも示す素材なのである。それ

こそが、十三夜という素材に見出された意義であつたのではないだろうか。

十三夜は、その表現においても素材の持つ意義においても、十五夜とは異なる独自性を有していた。十三夜は十三夜として区別され、もうひとつの名月として詠みつがれていったのである。

おわりに

本朝独自の個性的な名月である十三夜は、和歌においてもその独自性が認められ、表現においてもその素材の持つ意義においても、十五夜とは異なる一面を持っている。しかし、ここに明らかにしたものは十三夜詠の一端に過ぎない。「九月十三日の月」であつたものが名月「十三夜の月」と認識され、『為忠家初度百首』以降独自表現が見られるようになるものの、徹底してその独自性が強調されたわけではなかつた。それでもなお、文学の素材として受けつがれていくその理由は、晩秋の月として十三夜が有していた役割にあると考える。十三夜は、秋が果てる九月に惜秋を詠むだけでなく、まだ美しく残る秋の姿を詠むことを可能にする素材でもあつた。月は十五夜、菊は重陽を盛りとしながらも、九月十三夜に再び見るべき姿を取り戻すのである。

ここまで月のことを中心に論じてきたが、九月に行われる文書の流れのなかに十三夜を位置づけるならば、九日の重陽、翌重陽後朝、そして九月尽と、多くの行事のひとつとすることができるともいえる。また、時期は限られるが、十三夜が盛行した十一世紀初めからの百年間ほどは、十四日から十六日には、勸学会も催されていた。重陽から勸学会のあいだに十三夜が位置し、立て続けに何らかの行事があるような状態である。さらに、重陽は菊、重陽後朝は残菊、九月尽は惜秋、そして勸学会では法華経と狂言綺語といった、それぞれ特徴的な素材を持つ。そこに、月という新たな景物を有する行事として、十三夜は付加されているのである。名月としてはもちろん前月には十五夜が存在するなかで、

あえて九月十三日にもう一度月を見、そして詠む。その理由こそが、晩秋でありながら秋の美しさを詠むことを可能にし、そこに秋の存在を感じさせるといふ、十三夜という素材の持つ意義にあると考える。秋の最後の見るべき月であった十三夜は、独自の表現を有しており、文学的素材としても十五夜とは異なる存在であったのである。

注

- (1) 道真の十三夜詩の存在については、『本朝一人一首』巻六に「既有菅丞相詠吟、則延喜以前賞之明矣」とある。それに対し『日本歳時記』巻五は、「又菅丞相幸府にて作り給へる黄萎顔色白頭霜と起句にある律詩を、一説には九月十三夜の作とす。しかれども菅家後集には、九月十五夜の作とあれば、かならず其時より有し事ともおぼえ侍らず」とその存在を否定する立場をとる。現存の道真作品の中には十三夜に関する詩は見えないが、『日本歳時記』が指摘するように『菅家後集』「秋夜」(485)に「九月十五日」と日付が付されているところ、北野天神縁起には「九月十三夜」とするものがあり、それと混同しているようである。参考として、『北野天神絵巻』承久本の本文をあげる。「後集の中におろかなる耳にもあはれにきこゆるは九月十三夜皓月心すませ給けるとき作せ給たる」(小松茂美・中野玄三・松原茂『北野天神縁起』日本絵巻大成二一、中央公論社、一九七八年)。また、『北野天神御縁起』には、「九月十日」(482)を見た紀長谷雄ほか多くの儒者が、涙を流したと記されている。その場面は「九月十三夜、皎々」(『北野』神道大系神社編一一、神道大系編纂会、一九七八年四月)と描写されており、十三夜と設定されている。
- (2) 『和漢三才図会』には「鳥羽天皇保安二年、関白忠通公九月十三夜有_レ翫_レ月詩」。今宵翫_レ月始于此_一矣」とあり、藤原忠通詩を最初だとする。『本朝無題詩』所収の、「九月十三夜翫_レ月」と題する二詩のいずれかを指すと思われるが、制作年次は明記されていない。

(3) 本間洋一「九月十三夜の月―その詩歌の素材としての定着と表現をめぐって」『秋桜』七、一九九〇年三月。以下、本間氏論の引用は同論文による。

(4) 瓦井裕子「九月十三夜詠の誕生―端緒としての『源氏物語』撮取」『国語国文』八五・七、二〇一六年七月。以下、瓦井氏論の引用は同論文による。なお、同論文において瓦井氏は「単なる暦月暦日を言う場合は「九月十三日」、名月の夜を言う場合は「九月十三夜」として区別」する。

(5) 現存する『躬恒集』は五類七系統に分かれ、第一類光俊本系・第二類内閣本系・第三類丙本系・第四類西本願寺本・第三十六人集本系・第五類正保版本歌仙歌集本系が、それぞれ新編私家集大成に躬恒ⅠからⅤとして翻刻されている。第三類本は新編国歌大観七、第四類本は新編国歌大観三にも翻刻されているが、以下『躬恒集』は、系統を記したうえで新編私家集大成によって引用する。なお当該歌は、第二類内閣本系『躬恒集』にはない。

(6) 「松浦沙」に関しては、徳原茂美「清涼殿東庭の松が浦島―西本願寺本躬恒集の本文校訂」(徳原茂美著『古今和歌集の遠景』和泉書院、二〇〇五年四月)〔初出 鈴木淳・柏木由夫編『和歌解釈のパラダイム』笠間書院、一九九八年一月) という論考がある。

(7) 第一類の三句は「雲のうへを」となっており、「やそしまを」と異本注記されている。

(8) 小町谷照彦校注『拾遺和歌集』(新日本古典文学大系七、岩波書店、一九九〇年一月)は、「内裏月宴歌か」「屏風歌ではなく、饗宴歌であろう」とし、藤岡忠美・徳原茂実著『躬恒集注釈』(私家集注釈叢刊一四、貴重本刊行会、二〇〇三年一月)も『拾遺和歌集』の詞書について「これは屏風歌の詞書としては要領をえないし、「よみ人しらず」としている点も含め、原資料の不備を継承するものであろう」と指摘し、いずれも屏風歌とすることに對して否定的である。

(9) 田中登氏による新編私家集大成の解題によれば、正保版本歌仙歌集本に代表されていた第五類について、「(前略)『古筆学大成 17』所収の伝西行筆本は、明らかにこの系統に属し、しかも書写年代は鎌倉極初期と、この系統でも抜群に古くて注目される」と指摘している。参考に、小松茂美著『私家集』一(古筆学大成一七、講談社、一九九一年五月)により伝西行筆本の当

該箇所を翻刻する。

せいれうてむのみなみのつまに／みかはみつめぐりてたりまつ延喜十／九年九月十三夜そのえむせ／させたまへり
そのころのたい／あり人／くうたゝてまつる

もゝしきのおほみやなからやそしまを／みるこゝちするあきのよのつき

正保版本歌仙歌集本が「めぐりてたり」を「めぐりいてたり」と改めていることがわかる。そのほかに異なる部分はなく、本文の不明瞭さは鎌倉時代まで遡っても解決しない。

- (10) この「賀」と「宴」の異同について、高田信敬氏は「格別の修飾語を持たない「賀」が「宴」と同義に用いられた可能性のある、管見唯一の文証」（『朱雀院の行幸―紅葉賀臆説』、『源氏物語の展望』三、弥井書店、二〇一二年九月）としており、ここでもそれに倣う。

- (11) 本間氏は、「(前略) 九月十三日の和歌詠としては、天徳四(960)年の「庚申中宮女房歌合」がこれ(稿者注：『源大納言家歌合』に先立つようであるが、寡聞にしてその内容を知らない」と注している。「庚申中宮女房歌合」とは、『新訂増補歌合大成』一に「天徳三年九月十八日庚申中宮女房歌合」とあるものを指すか。この歌合は『元真集』『夫木和歌抄』に残る歌合で、本間氏が十三夜の例としたのは『夫木和歌抄』の詞書によるかと思われる。

天徳三年九月十三夜庚申、中宮女房歌合とてこぶがよめる 元真

4170 高砂の尾上の秋を折りつれば鹿の立処やうすらぎぬらん

『夫木和歌抄』秋二

一方の『元真集』は諸本によって日付の表記に揺れがあり、『新訂増補歌合大成』は「三正綜覧によって検出するの、天徳三年九月十八日が庚申にあたっているの、西本願寺本(稿者注：「天徳三年九月十八日にかうし」という詞書を有する。)の所伝を正しとしてこれに統一した」とする。ここでもそれに倣い、十三夜の例とは認めないこととした。

- (12) 瓦井氏は、同歌合の頼実の霧題・鹿題の歌で『源氏物語』撰取が行われたことが、十三夜詠発生の契機となつたと主張する。特に、

鹿題の出詠歌「声しげみ小牡鹿のなく秋の夜はきく人さへぞおどろかれける」(『故侍中左金吾集』63)は、夕霧巻の九月十三日の描写、

鹿はただ籬のもとにたたずみつ、山田の引板にも驚かず、色濃き稲どもの中にまじりてうちなくも愁へ顔なり

や、そのあとに夕霧と落葉の宮が、鹿が鳴くのを聞き和歌を贈答する場面などを踏まえたものだと指摘し、その頼実詠を目にしたほかの出詠者たちに「実際の九月十三日に著名な夕霧巻の九月十三日を重ね合わせるという新たな発想、夕霧巻が描く九月十三日の月への関心」が共有されたため、「最初期の九月十三夜への意識は、頼実の源氏撰取を端緒として」いるとしている。しかし、頼実に「夕霧巻が描く九月十三日の月への関心」があったのだとしたら、月詠にこそ、『源氏物語』撰取がなされてしかるべきなのではないだろうか。鹿題の歌も、それを目にした歌人らが、その場面を想起するほど濃厚に『源氏物語』撰取が行われているとはいいたい。しかも、右の夕霧巻の場面は、「九月十余日」として描かれる場面で、読み進めていけば「十三日の月」が登場するため十三日なのだとわかるものの、素直に九月十三日の場面として想起されるかについても疑問である。そもそも、頼実の霧詠の判は負、鹿詠は歌合の撰にすら漏れており、その歌自体、評価されていたわけではなかった。従って、頼実による『源氏物語』撰取が、十三夜詠誕生の端緒となったとは考えられない。

(13) 萩谷朴編著『平安朝歌合大成』四(再版、同朋社、一九七九年八月)

(14) 天野紀代子・園明美・山崎和子共著『大斎院前の御集全釈』(私家集全釈叢書三七、風間書房、二〇〇九年五月)

(15) これは、山本真由子氏のご教示による。

(16) 和漢比較文学会編『和漢比較文学研究の諸問題』(和漢比較文学叢書八、汲古書院、一九八八年三月)所収の、佐藤道生氏の『詩序集』解題による。

(17) 家長香織著『為忠家初度百首全釈』(歌合・定数歌全釈叢書九、風間書房、二〇〇七年五月)

(18) 『新勅撰和歌集』では、第三句が「ながむれど」となっている。

(19) 松野陽一校注『詞花和歌集』(和泉古典叢書七、和泉書院、一九八七年九月)所収本

和歌における十三夜の月

〈使用テキスト〉

本朝一人一首、本朝文粹―新日本古典文学大系（岩波書店）

日本歳時記―『益軒全集』一（国書刊行会、一九七三年五月）

菅家文章・菅家後集―日本古典文学大系

和漢三才図会―寺島良安編『和漢三才図会』（東京美術、一九七〇年三月）

中右記―増補史料大成（臨川書店）

文選―新釈漢文大系（明治書院）

古今要覧稿―『古今要覧稿』（国書刊行会、一九〇五年一月〜一九〇七年一月）

源氏物語―新編日本古典文学全集（小学館）

詩序集―漢比較文学会編『和漢比較文学研究の諸問題』（和漢比較文学叢書八、汲古書院、一九八八年三月）

本朝文集―新訂増補国史大系（吉川弘文館）

※和歌の引用は特に断らない限り新編国歌大観を用いた。また引用資料が漢文の場合、訓点を省き訓読を付した。

引用の際、適宜漢字をあて、句読点・清濁・字体を改めた部分もある。

（本学大学院博士後期課程）